

F補助金の交付額計算例 (新設)

北海道岩内町(隣接市町村)に食品製造会社が工場を新設。令和6年5月に電気の受電を開始し、令和6年度下期に新規の応募をした場合。

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円) ※	契約電力 (kW)
令和6年 6月	550,000	250
令和6年 7月	553,000	260
令和6年 8月	557,000	260
令和6年 9月	548,000	280
計	2,208,000 A	1,050 B
平均 B÷M=		262 D
企業立地日の前1年間 平均	0	0
基礎契約電力 平均=	0	0 F
基礎電気料金 ※ 平均×M=	0 E	
増加契約電力 D-F=		262 H
増加電気料金 A-E=	2,208,000 I	
1kW 当たり月額電気料金 I÷(H×M)=	2,106 J	
算定単価	880 K	応募要領10ページ 算定単価表より
HとRの小さいほう	262 S	

その他の算定数値

雇用創出効果	5 人	L	
期末雇用者数	8 人		
基礎雇用者数	0 人		
控除雇用者数	3 人		
電気料金支払月数	4 カ月	M	
交付金単価	228 円	N	応募要領21ページ 交付金単価より
特例給付金1人当たり の単価	150,000 円	O	応募要領11ページ ■特例給付金より
算定電気料金の係数	1.5	P	応募要領11ページ (2)算定電気料金による 限度額の算定より
支払電気料金の係数	0.75	Q	応募要領12ページ (3)支払電気料金による 限度額の算定より
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R	応募要領8ページ 1. 電力の交付要件より

※実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法については
応募要領11ページ参照

電力給付金	683,000	= (K - N) × S × M	
特例給付金	750,000	= O × L	
算定交付額	1,433,000	① 電力給付金 + 特例給付金	特例給付金の交付要件を 満たしている場合

算定電気料金による 限度額	1,144,000	② = S × (K × P - N) × M	
支払電気料金による 限度額	1,417,000	③ = I × Q - (H × N × M)	

交付額 **1,144,000 円**…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)